

皆さまの御意見・御要望をお聞かせください -規制の簡素合理化について-

1 御意見・御要望を募集する趣旨

- 総務省行政評価局では、行政評価・監視の一環として、平成 25 年 8 月から「規制の簡素合理化に関する調査」を実施することとしています。
- この調査は、規制を簡素合理化する観点から、国や地方公共団体における規制の実施状況などを調査し、関係行政の改善に資するために行うものです。
- つきましては、調査の参考にするため、規制に関して、改善してほしいこと、疑問に感じていること、無駄だと思うことについて、御意見・御要望をお聞かせください。

※ 規制の例

- 事業開始の許可
- 指定地域外の営業禁止
- 施設設備の整備義務
- 有資格者の必置義務
- 製造・販売の認可
- 事業計画の認可
- 料金の届出
- 帳簿の作成保管義務

2 提出方法

「別紙様式」に必要事項を記載し、次のいずれかの方法により、「総務省行政評価局内閣、規制改革等担当室」宛て御提出ください。

- ① 電子メールを利用する場合 → 電子メールアドレス : kans2035@soumu.go.jp
- ② 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合 → <http://www.e-gov.go.jp/>
- ③ FAX を利用する場合 → FAX 番号 : 03-5253-5436
- ④ 郵送する場合 → 住所 : 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

3 募集期間

平成 25 年 4 月 23 日（火）～ 6 月 30 日（日）

4 その他

- 個人、企業、団体を問わず、どなたでも提出していただくことができます。
- お寄せいただいた御意見・御要望及び個人情報等につきましては、本調査以外の目的には使用せず、法令等（※）に基づいて適切に取り扱います。

※ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条（守秘義務）、第 109 条（守秘義務違反の罰則）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、総務省プライバシーポリシー

具体的には、氏名及び連絡先は、御提出いただいた御意見・御要望について、総務省から照会させていただく場合に限って使用させていただきます。また、御提出いただいた御意見・御要望については、必要に応じ公表することがあります。

なお、御意見・御要望に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

【連絡先】

総務省行政評価局内閣、規制改革等担当室

担当：柏尾、高橋、宮原、高野

電話：03-5253-5440（直通） FAX：03-5253-5436

E-mail：kans2035@soumu.go.jp